

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類	手数料金額
求人を受け付ける時の事務手数料 ＜求人受付事務手数料＞	1件当り 最大 1,080円 手数料負担者は、求人事業主とします。
求職を受け付ける時の受付手数料 ＜求職受付手数料＞	手数料はいただきません。
紹介した求職者が求人事業主へ就業が確定した場合の手数料＜紹介手数料＞	契約形態に関わらず想定される年間賃金の12% を手数料とします。 手数料負担者は、求人事業主とします。
その他就業のために掛かった各種諸経費	通常の就業のために掛かった諸経費は、求人事業主と当事業所で折半します。 (折半の割合については、双方協議のもと決定します。) 特殊なケースの場合についての諸経費は、求職者、求人事業主と当事業所で調整するものとします。

- (※) ・紹介した者が契約形態に関わらず就業した場合、＜紹介手数料＞として想定される年間賃金の12%を徴収させていただきます。
 ・紹介した者を社員化した後、本人都合で短期で退社した場合、手数料の所定割合を返還します。(1ヶ月以内＝50%、2ヶ月以内＝30%、それ以外について返還なし)

平成31年3月5日

事業所名 西日本コンピュータ技術者協同組合
 代表理事 田淵 信夫

手数料表

当社が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおりの手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人者から : 別紙「届出制手数料に係る手数料表」の＜求人受付事務手数料＞に定める金額
求職者から : 別紙「届出制手数料に係る手数料表」の＜求職受付手数料＞に定める金額

2 紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、別紙「届出制手数料に係る手数料表」に定める額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

平成31年3月5日

事業所名	西日本コンピュータ技術者協同組合
代表理事	田渕 信夫